

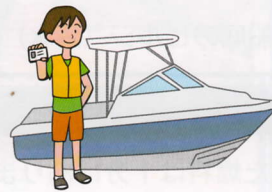
あなたは遵守事項を守っていますか!

平成28年7月1日から

「見張りの実施義務違反」「発航前の検査義務違反」が行政処分の対象となります!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用



■ 見張りの実施



■ 発航前の検査



■ 事故時の人命救助



■ 遵守事項違反点数

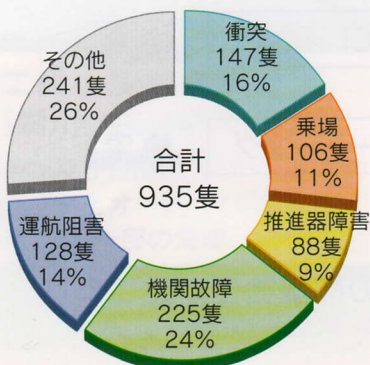
違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、 見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、 発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

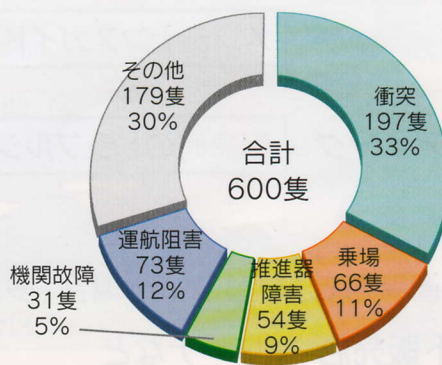
		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

プレジャーボートの海難事故の傾向



漁船の海難事故の傾向



- 海難事故の傾向を見ると… **機関故障**や**衝突**が多く、不十分な発航前検査と見張りが原因となっています。
- **裏面の発航前検査チェックリストによる確認を!**
- 少しでも気になる場合は、マリーナや船舶整備業者に相談しましょう。

(※海上保安庁資料より作成)